

置かない企業と同様の詳細な説明は求めず

社外取締役を選任予定でも「相当でない理由」を説明？

改正会社法では、社外取締役の選任義務付けは見送られているものの、社外取締役を選任していない上場企業等については株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することが必要になる。改正会社法の施行日は平成27年4月又は5月が予定されているため、社外取締役を選任していない3月決算会社であれば平成27年6月総会で「相当でない理由」を説明することが求められる。仮に平成27年6月総会で社外取締役の選任議案を提出していたとしても説明を省略することはできない。

事業年度末日に社外取締役がいなければ説明は省略できず

会社法上は社外取締役の選任義務付けは行われていないものの、社外取締役を導入する企業は増えつつある。東京証券取引所が7月25日に公表した社外取締役の選任状況（表参照）によると、東証1部上場企業の1,347社（74.3%）で社外取締役を選任。昨年8月の時点と比べて12.0%増加した。また、全上場企業（3,414社）でみても2,200社（64.4%）が社外取締役を選任している。今後もさらに増加しそうな状況となっている。

一方、社外取締役を選任していない上場企業等については、今後留意すべき点がある。先の通常国会で成立した改正会社法では、社

外取締役を選任していない上場企業等については、株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」（以下、「相当でない理由」）を説明することが求められているからだ。

法務省によると、改正会社法は平成27年4月又は5月の施行を予定しているため、社外取締役を選任していない3月決算会社であれば平成27年6月総会で「相当でない理由」を説明することになる。

ただ、投資家からも社外取締役を選任すべきとの声が高まるなか、企業においても社外取締役を導入する方向で検討を進めているところも少なくないようだ。また、後述するが

早ければ1月決算法人の4月総会から適用

改正会社法の施行は平成27年4月又は5月が予定されている。このため、少なくとも社外取締役を選任していない2月決算会社の5月総会からは社外取締役を選任していなければ、「相当でない理由」を説明しなければならないことになる。

仮に施行が平成27年4月からということになれば、社外取締役を選任していない1月決算会社についても「相当でない理由」を4月総会で説明することが求められることになる。

【表】 社外取締役の選任会社数

集計対象	社 数	社外取締役選任		独立社外取締役選任	
		会社数	比 率	会社数	比 率
市場第一部	1,814社	1,347社	74.3%	1,114社	61.4%
		(+255社)	(+12.0%)	(+293社)	(+14.5%)
市場第二部	545社	301社	55.2%	168社	30.8%
		(+37社)	(+8.9%)	(+65社)	(+12.7%)
マザーズ	194社	131社	67.5%	74社	38.1%
		(+11社)	(+2.3%)	(+13社)	(+4.9%)
JASDAQ	861社	421社	48.9%	239社	27.8%
		(+57社)	(+7.9%)	(+77社)	(+9.6%)
全上場会社	3,414社	2,200社	64.4%	1,595社	46.7%
		(+360社)	(+10.2%)	(+448社)	(+12.9%)
JPX日経 インデックス	400社	341社	85.3%	309社	77.3%

※括弧内は昨年比。

(出典：東京証券取引所)

株主総会で「相当でない理由」を説明することはなかなか難しいため、平成27年6月総会で社外取締役の選任議案を提出することを考えている企業も多いことだろう。

しかし、この点、社外取締役の選任議案を株主総会に提出したとしても「相当でない理由」の説明を省略することはできないので留意しておくべき点だ。

通常は株主総会で社外取締役が選任されることはほぼ確実なだけに「相当でない理由」を説明しなくてもよいのではないかと思う向きもあるが、改正会社法327条の2では、「事業年度の末日において監査役設置会社であり……社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。」とされている。また、特に経過措置も設けられていないため、3月末日に社外取締役がいなければ、前述のように社外取締役の選任議案を提出していたとしても説明を省略することはできないこととされている。

説明に差があることは容認

「相当でない理由」に関しては、企業が単に社外取締役を置かない理由を説明するだけでは不十分であるとされている。国会での政府（法務省）の答弁では、例えば、「社外監査役が2名おり社外者による監査・監督が十分である」「社外取締役に適任者が見当たらない」といった説明では「相当でない理由」の説明にはならないとしている。「相当でない理由」を説明する以上、社外取締役を置くことがかえってその企業にマイナスの影響を及ぼすおそれがあるというような事情を説明しなければならないとしており、企業にとっては悩ましい問題となっている（本誌550号40頁参照）。

ただ、法務省は、社外取締役の選任議案を定時株主総会に提出しているケースについては、選任議案を提出していないケースと同様に「相当でない理由」を詳細に述べなければならないというものではないとしている。実際の説明内容にある程度の差を認めているわけだ。